

令和 7 年度沖縄県指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画
(令和 7 年 4 月から令和 8 年 3 月まで)

1 背景及び目的

慶良間諸島は、ケラマジカ以外の大型獣は生息していない地域であったが、平成 15 年頃に渡嘉敷島でイノブタ生産のために導入されたニホンイノシシ（以下「外来イノシシ」という。）が逸走し、野生化した。その後、野生化した外来イノシシは海を渡り、座間味島の周辺離島にも分布を拡大させている。また、これらの外来イノシシは農作物に被害を与えているほか、希少なサワガニ類やウミガメの卵等を捕食しているだけでなく、その他動植物や生態系へも大きな影響を与えており、希少動植物等へのさらなる影響が懸念されている。

渡嘉敷村及び座間味村（以下「両村」という。）では、鳥獣被害防止計画に基づく捕獲（以下「有害鳥獣捕獲」という。）を実施しており、渡嘉敷村では平成 24 年度以降年間 100 頭前後が捕獲されている状況が続いている。また、座間味村では平成 24 年度に 1 頭が捕獲されて以降しばらく捕獲はなかったが、平成 29 年度に再び捕獲されて以降捕獲数が増加している状況である。

このため、県では慶良間諸島国立公園の生物多様性の保全及び農作物被害の軽減を図るため、外来イノシシを根絶することを目標とした第二種特定鳥獣管理計画を策定し、両村で実施されている有害鳥獣捕獲に加え、「指定管理鳥獣捕獲等事業」による捕獲を実施する。

令和 7 年度は、引き続き、外来イノシシの根絶に向けた捕獲、効果的な捕獲手法の検討・検証、認定鳥獣捕獲等事業者等の育成、外来イノシシの分布状況や外来イノシシによる生態系への被害状況（希少種の生息状況等）の調査等を実施する。

2 対象とする指定管理鳥獣の種類

イノシシ（イノブタを含む。）

3 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施期間

実施区域名	実施期間
慶良間諸島（渡嘉敷村及び座間味村）の全域	令和 7 年 4 月～令和 8 年 3 月 （わなの設置や銃器の使用については、地域の住民はもとより観光客等の来島者（以下「観光客等」とする。）の感情や安全に配慮し、捕獲の実施にあたっては、地元と調整を行った上で実施する。）

4 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施区域

実施区域名	住所等	選定理由	他法令等
慶良間諸島（渡嘉敷村及び座間味村）の全域	渡嘉敷村及び座間味村	外来イノシシは、農作物に被害を与えているほか、希少なサワガニ類やウミガメの卵等を捕食しているだけでなく、その他の動植物や生態系へも大きな影響を与えており、希少動植物等へのさらなる影響が懸念されている。また、外来イノシシは渡嘉敷島から海を渡り、周辺離島へ分布を拡大させていることから、生物多様性の保全及び農作物被害の軽減を図るため、対策が必要である。	慶良間諸島国立公園、国有林、史跡名勝天然記念物、自然公園法、絶滅のおそれのある野生動植物種の保存に関する法律、沖縄県希少野生動植物保護条例



図1 実施区域

5 指定管理鳥獣捕獲等事業の目標

実施区域名	指定管理鳥獣捕獲等事業の目標
慶良間諸島（渡嘉敷村及び座間味村）の全域	目標捕獲頭数 100 頭（効果的捕獲促進事業含む）

6 指定管理鳥獣捕獲等事業の内容

(1) 捕獲等の方法

① 使用する猟法と規模

実施区域	使用する猟法	捕獲等の規模
慶良間諸島（渡嘉敷村及び座間味村）の全域	・わな（囲いわな、箱わな、くくりわな等）及び銃器による捕獲を実施する。 ・くくりわなの制限（輪の直径 12 cm 以下）については、必要に応じ解除する。 ・銃器による捕獲を実施する場合は、鳥類の鉛中毒を防止するため、非鉛弾を使用する。	・両村で捕獲を実施するが、特に座間味島を中心に捕獲を実施する。 ・外来イノシシの撮影頻度や目撃頻度の高い地域が確認された場合は、捕獲圧を高める等、順応的に捕獲等を実施する。 ・効果的捕獲促進事業による捕獲等を含め外来イノシシの捕獲は通年実施する。

② 作業手順等

【事前調査の実施】 ・モニタリング調査等により、外来イノシシの分布状況等を把握した上で捕獲を実施する。 ・モニタリング調査等により、希少種等への影響が確認された場合は、周辺での捕獲圧を高める等の努力を行う。 ・低密度分布の島やこれまで生息が確認されていない島等で目撃情報がある場合は、情報を精査した上で捕獲等の実施について検討する。 【関係者・関係機関との調整・周知】 ・捕獲の実施にあたっては、必要に応じ事前に両村や環境省沖縄奄美自然環境事務所等の関係機関及び土地所有者や管理者等の関係者と調整を行った上で、捕獲手法やわなの設置場所等を決定する。 ・銃器等による事故の防止、外来イノシシの拡散や警戒心の昂進を防止する観点か

ら、狩猟者に対し慶良間諸島での狩猟の自粛を求める。

- ・住民感情や安全面に配慮するため、わなを設置する場合は可能な限り道路等から見えない場所に設置し、わな設置を知らせる注意喚起看板等を設置する。また、銃器を使用する場合にはあらかじめ地元の広報マイク等により周知を行う等、地域の静穏を保つ努力を行う。

【捕獲等の実施、捕獲個体の処分】

- ・本事業の受託者（以下「受託者」という。）は、業務計画書や安全管理計画書等を作成した上で捕獲等を実施するとともに、安全管理のため、捕獲作業等は2名以上の体制で従事する。
- ・本事業における捕獲等の従事者（以下「従事者」という。）は沖縄県が発行する従事者証を携行するとともに、視認が容易な服装を着用し、車両には捕獲作業中の看板を設置する等、事故を防ぐための措置を行う。また、住民等から質問等を受けた場合は真摯な態度にて従事内容を説明し、事業に対する理解と協力が得られるように努める。
- ・捕獲の実施にあたっては、給餌による誘引や自動撮影カメラによるモニタリング調査等により出没状況等を把握し、確認された個体が確実に捕獲できるような捕獲場所や捕獲手法を選定する。また、外来イノシシの警戒心を高めないように留意する。
- ・わなの設置にあたっては、法令で定められた事項を遵守するとともに、わな設置を知らせる注意喚起看板を設置し、事故防止に努め、安全管理を徹底する。
- ・止め刺しは捕獲手法ごとに適切な方法を選択し、捕獲の経験が豊富な従事者が行う。
- ・捕獲個体のデータ（捕獲者、捕獲日、捕獲方法、捕獲場所、性別、体長、体重、歯列を指標にした齢等）を記録し、捕獲個体の写真撮影を行うほか、必要に応じ食性や人獣共通感染症等の調査を行う。また、捕獲に関する情報は、両村の有害鳥獣捕獲担当者及び捕獲従事者とも共有を図る。
- ・豚熱及びアフリカ豚熱の感染確認状況検査のための検体採材を行う場合は、「CSF・ASF 対策としての野生イノシシの捕獲等に関する防疫措置の手引き（環境省・農林水産省）（以下「防疫措置の手引き」という。）を参考にし、必要な対策等に努める。
- ・捕獲個体は原則として搬出し埋却等により適切に処分し、利活用及び島外への持ち出しは行わない。

【錯誤捕獲への対応方針】

- ・実施区域の一部には天然記念物に指定されているケラマジカが生息しており、使

用するわなによっては錯誤捕獲の可能性がある。そのため、ケラマジカが生息する地域で捕獲を実施する場合には、錯誤捕獲を回避するための方法等を工夫するとともに、事前に沖縄県教育庁文化財課等の関係機関と十分に協議を行い、現状変更許可申請等の必要な手続きを行う。また、その他の動物等が錯誤捕獲された場合は適切に対応する。

【捕獲情報の収集及び評価】

- ・受託者は記録した捕獲個体のデータ等を整理・分析し、両村による有害鳥獣捕獲の情報（雌雄、体重、年齢等）についても両村との調整・協力のもとに可能な限り収集し、指定管理鳥獣捕獲等事業検討委員会（以下「検討委員会」という。）において事業の評価等を行い、次期実施計画に反映させる。

(2) 捕獲等をした個体の放置に関する事項

① 放置する必要性

本事業は慶良間諸島全域から外来イノシシを根絶することを目指しており、今後、アクセス路のない山中や地形が急峻な場所、土壌が固い場所、無人島等でも捕獲を実施する必要がある、捕獲場所の状況によっては、捕獲個体の搬出や埋却等の適切な処分を行うことが非常に困難と想定されるため、このようなやむを得ない場合に限り捕獲個体の放置を行う。

② 放置の内容

放置する時期	放置する区域	放置する数	捕獲等の方法
令和7年4月～令和8年3月予定	慶良間諸島（渡嘉敷村及び座間味村）の全域	20頭程度	誘引狙撃、くくりわな

③ 生態系、住民の安全、生活環境及び地域の産業への配慮事項

- ・銃器による捕獲を実施する場合は、鳥類の鉛中毒を防止するため、非鉛弾を使用する。
- ・放置した捕獲個体を捕食する動物が誘引される等、生態系や農林水産業等に影響を及ぼすおそれがある場合は放置を行わない。
- ・住民等の生活環境に影響を及ぼす可能性がある場合や、住民等の理解が得られない場合は放置を行わない。
- ・無人島によっては観光客等に利用される場合があることから、利用の実態を把握した上で、放置の検討を行う。
- ・放置を行う場合は事前に両村及び環境省沖縄奄美自然環境事務所、農林関係部局

等の関係機関と十分に調整を行う。

- ・ 放置を行う場合は、捕獲個体が豚熱等の伝染病に感染している可能性も想定し、消毒等の適正な防疫措置を施す。また、捕獲個体は可能な限り埋却し、土壌が固い等の理由により適切な深さを確保できない場合等は、上から土をかぶせる等の対策を適時行う。
- ・ 放置を行ったことにより、生態系や周辺環境等に影響が確認された場合には、課題が解決されるまで放置を中止する。

(3) 夜間銃猟に関する事項

① 夜間銃猟をする必要性

日没後から日の出前までの時間帯にしか出没しない個体が発生していることから、夜間銃猟を導入し、このような個体を捕獲する必要がある。有識者へのヒアリング結果からも、夜間銃猟は根絶を達成するために必須となる手法の一つとされている。

② 夜間銃猟の内容

夜間銃猟の導入に向け、実施内容の検討を行う。

③ 安全管理体制、住民の安全管理及び生活環境への配慮事項等

夜間銃猟の導入に向け、安全管理体制の整備、住民の安全管理及び生活環境への配慮事項等について、有識者や関係機関等の意見も聴きながら整理を行う。

7 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施体制

【実施主体】 沖縄県

【実施形態】 委託

【委託範囲】

指定管理鳥獣捕獲等事業による外来イノシシの捕獲、効果的捕獲手法の検討・検証、認定鳥獣捕獲等事業者等の育成、外来イノシシの分布状況や外来イノシシによる生態系への被害状況（希少種の生息状況等）の調査等を実施する。

【想定される委託先】

認定鳥獣捕獲等事業者または法人であって、認定鳥獣捕獲等事業者と同等以上の技能及び知識並びに安全管理を図るための体制を有し、委託しようとする指定管理鳥獣捕獲等事業を適正かつ効率的に実施できると認められる者。（鳥獣保護管理法第 14

条の2第7項及び施行規則第13条の6)

【事業の実施体制】

学識経験者、動物生態学研究者、鳥獣対策実務者及び外来種対策の有識者等を委員とする検討委員会において、実施手法や事業結果、事業評価、時期実施等に関する助言を受ける。

8 住民の安全を確保し、又は指定区域の静穏を保持するために必要な事項

(1) 住民の安全の確保のために必要な事項

- ・ 県及び受託者は、事業の実施にあたり、住民や関係者に対し事業内容等の周知を行うとともに、必要に応じて住民説明会等を開催する。
- ・ わなを設置する場合には、わな周辺にわな設置を知らせる注意喚起看板を設置し、緊急連絡先を表示するほか、必要に応じてわなの誤作動時の解除方法等について説明書きを添え付ける等、事故防止に努める。
- ・ 銃器を使用する場合は、事前に地元の広報マイク等で周知するとともに、安全が確保出来る場合にのみ使用する。
- ・ 狩猟による事故の防止、外来イノシシ拡散や警戒心の昂進を防止する観点から、狩猟者に対し慶良間諸島での狩猟の自粛を求める。

(2) 指定区域の静穏の保持に必要な事項

- ・ 銃器を使用する場合は、事前に地元の広報マイク等で周知する等、地域の静穏の保持に努めるとともに、必要に応じて住民説明会等を開催し、注意喚起を行う。
- ・ わなの誤作動やわなに掛かった個体の抵抗等による事故防止並びに住民及び観光客等へ与える印象を考慮し、わなを設置する場合には、道路等から見えない場所に設置する等の配慮を行う。

9 その他指定管理鳥獣捕獲等事業を実施するために必要な事項

(1) 事業において遵守しなければならない事項

- ・ 実施区域は、慶良間諸島国立公園内にあるため、自然公園法等の関連する法令を遵守するほか、必要に応じ環境省沖縄奄美自然環境事務所及び同慶良間自然保護官事務所と調整を行う。
- ・ 銃器等による事故の防止のため、銃器及び銃弾の管理は厳に行うこととし、「指定管理鳥獣捕獲等事業実施マニュアル（環境省）」等に従い、使用者名簿、保管場所等を記した記録簿を備え付け、使用前後の点検及び、使用した銃弾数の記録を適切に行うこととする。

(2) 事業において配慮すべき事項

- ・ 囲いわな、箱わな、くくりわな等を設置する場合には、わな本体の見やすい位置に標識を設置するとともに、わな周辺にわなの設置を知らせる注意喚起看板を設置し事故防止に努める。
- ・ 捕獲個体の埋却処分を行う場合には、両村と調整し、あらかじめ処分場所を定めるほか、水源及び周辺環境等への影響がないように配慮する。
- ・ 慶良間諸島は、国内外から多くの観光客等が訪れる地域であることから、銃器の使用及び船舶での運搬にあたっては、事前に両村と調整を行い、住民及び観光客等への安全の配慮を行う。
- ・ 令和2年1月に沖縄本島の養豚場で豚熱が発生したことを踏まえ、豚熱及びアフリカ豚熱の拡散のリスクを抑えるため、捕獲された個体は原則として島外へ持ち出さない。
- ・ 豚熱及びアフリカ豚熱の感染状況確認検査のための検体採材を行う場合は、防疫措置の手引き等に従い、必要な対策を行う。

(3) 地域社会への配慮

- ・ 捕獲作業開始前に地域住民への周知を行うとともに、必要に応じて住民説明会等を開催し、本事業への理解が得られるように努める。
- ・ 従事者は安全管理を徹底し、事故等が起こらないように努める。
- ・ 銃器等による事故防止、外来イノシシの拡散や警戒心の昂進を防止する観点から、狩猟者に対し慶良間諸島での狩猟の自粛を求める。